

株 主 各 位

東京都墨田区押上一丁目10番3号

京成電鉄株式会社

代表取締役社長 三枝紀生

第170期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第170期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後6時までにご到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県千葉市中央区本千葉町15番1号
京成ホテルミラマーレ 6階「ローズルーム」
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第170期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第170期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 第170期剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役15名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) インターネット開示に関する事項

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.keisei.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。

(3) 株主総会参考書類並びに添付書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類並びに添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.keisei.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

## 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、復興需要等が下支えする一方、円高、電力供給の制約に加え、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況で推移いたしました。また、本年1月以降の経済対策等を背景に緩やかな持ち直しの動きが見られました。

このような状況の中で、当社グループは、全事業にわたり積極的な営業活動を展開するとともに、より一層の経費削減に取り組むなど、業績の向上に努めたほか、「B MK（ベストマナー向上）推進運動」にも引き続き取り組み、お客様サービスの向上を図ってまいりました。

その結果、東日本大震災の反動もあり、全事業営業収益は2,440億5千9百万円（前期比6.0%増）となり、全事業営業利益は229億8千4百万円（前期比15.4%増）となりました。経常利益は、持分法投資利益の増加等により306億2百万円（前期比37.6%増）となり、当期純利益は219億7千3百万円（前期比63.1%増）となりました。

次に事業別にご報告いたします。

#### 運 輸 業

鉄道事業では、安全輸送確保の取り組みとして、高架橋等の耐震補強工事及びデジタルATS設置工事等を実施したほか、大規模工事については、墨田区内において押上線連続立体化工事を推進いたしました。

営業面では、昨年10月にダイヤ改正を行い、スカイライナーの早朝便を新設するとともに、アクセス特急の所要時間を短縮するなど、成田空港アクセスの強化を図りました。また、スカイライナー券を全国の「ファミリーマート」店舗で購入できるサービスを開始したほか、スカイライナー及び各駅等に公衆無線LANサービスを導入するなど、利便性の向上を図りました。このほか、運行開始100周年を記念した列車の運行等に加え、企画乗車券の販売や各種営業施策を実施いたしました。

バス事業では、東京スカイツリーの開業に伴い、墨田区内循環バス等路線の新設及び変更を実施いたしました。このほか、一般乗合バス路線においては、成田市内等で新規路線の運行を開始いたしました。高速バス路線においては、格安航空会社（LCC）の就航等に対応した「東京シャトル」等の運行を開始するとともに、東京駅～千

菓市バイエリア方面等の路線を新設いたしました。

タクシー事業では、無線業務の統合・集約化を進めるなど、利便性向上と効率化を図りました。

以上の結果、営業収益は1,318億8千6百万円（前期比3.9%増）となり、営業利益は167億8千万円（前期比18.7%増）となりました。

## 流通業

百貨店業では、各種イベントを開催したほか、売場の一部リニューアルを行うなど、販売の強化に努めました。

ストア業では、リブレ京成青砥駅前店及び幕張本郷店をリニューアルオープンしたほか、コンビニエンスストアにおいては、新店効果に加え、各種営業施策の実施により堅調に推移いたしました。

しかしながら、営業収益は733億7千4百万円（前期比0.1%減）となり、営業利益は11億9百万円（前期比12.7%減）となりました。

## 不動産業

不動産販売業では、「サングランデ公津の杜グレイス」及び「サングランデ印西牧の原ドアシティ」等の中高層住宅や「グランデカーサ公津の杜」等の戸建住宅のほか、成田市公津の杜の住宅用地を販売いたしました。

不動産賃貸業では、船橋市本町において高架下商業施設等が、また、京成船橋駅及び八広駅に近接する共同住宅等が稼働いたしました。

以上の結果、営業収益は224億8千6百万円（前期比40.0%増）となりましたが、営業利益は38億1千4百万円（前期比1.5%減）となりました。

## レジャー・サービス業

ホテル業では、京成ホテルミラマーレにおいて、開業10周年を記念した各種イベントを実施するなど、新規顧客の獲得に努めました。

旅行業では、新しい商品の企画・催行により、営業力の強化を図りました。

以上の結果、営業収益は103億8千1百万円（前期比3.2%減）となりましたが、営業利益は前期と比べ改善し2億7千2百万円となりました。

## 建設業

建設業では、バス車庫や分譲マンションの新築工事のほか、公共施設工事等を行いました。

以上の結果、営業収益は201億7千万円（前期比4.4%増）となりましたが、営業利益は5億2千7百万円（前期比20.5%減）となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、少子高齢化、国際情勢等の影響により、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。当社グループでは、平成25年度から新たにスタートさせております中期経営計画「E2プラン」を着実に推進し、事業の中核である運輸業の競争力・収益力をさらに強化するとともに、沿線に密着した堅実な総合生活産業を展開し、地域経済を代表する企業グループの地位を拡充してまいります。

運輸業では、安全管理体制のさらなる強化を図るとともに、鉄道事業では、成田スカイアクセスの利便性・認知度の向上を図ってまいります。バス・タクシー事業では、お客様のニーズにあった様々な形態の輸送サービスの提供に取り組んでまいります。

流通業では、計画的な出店やテナント構成の最適化等による収益力の強化を図ってまいります。

不動産業では、不動産販売業における商品企画力並びに販売力の強化を図ってまいります。また、不動産賃貸業においては、押上本社跡地及び京成バス船橋営業所跡地等資産の有効活用を推進し、安定利益の確保に努めてまいります。

レジャー・サービス業では、積極的な営業等により、収益力の強化を図ってまいります。

建設業では、競争力の強化と新規顧客層の拡充により、受注の拡大を目指してまいります。

当社グループは、グループ経営理念に基づき、「安全・安心」と、お客様に喜ばれる商品・サービスを提供し、沿線を中心とする地域の発展に寄与してまいります。また、コンプライアンス・リスク管理体制を充実させ、内部統制システムの強化に努めるとともに、常に自然環境との調和に配慮するなど企業の社会的責任の遂行に取り組んでまいります。

当社は、本年9月に千葉県市川市へ本社を移転いたします。これからもお客様第一主義を徹底し、「BMK（ベストマナー向上）推進運動」を浸透させ、選ばれる京成グループを構築してまいります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した主な設備投資は次のとおりであります。

#### ① 竣工した工事等

運 輸 業

鉄 道 事 業

【当 社】車両新造16両

京成グループ共通収入管理システム構築

【北総鉄道(株)】白井変電所移転更新工事

高架橋耐震補強工事

【千葉ニュータウン鉄道(株)】車両新造8両

バ ス 事 業

【京成バス(株)】車両新造56両

【千葉交通(株)】車両新造18両

タクシー事業

【帝都自動車交通(株)】車両新造122両

流 通 業

【(株)水戸京成百貨店】店舗改装工事

不 動 産 業

【当 社】バス車庫新築工事（芝園・栄町・新三山）

#### ② 施行中の工事等

運 輸 業

鉄 道 事 業

【当 社】A T S 地上装置改良工事

押上線（押上・八広駅間）連続立体化工事

吉倉変電所設備機器更新工事

電力管理システム子局更新工事

押上線（四ツ木・青砥駅間）連続立体化工事

高架橋耐震補強工事

不 動 産 業

【当 社】本八幡A地区市街地再開発事業

京成船橋駅前西口賃貸住宅新築工事

#### (4) 資金調達の様況

当社グループは、社債償還資金、借入金返済資金、設備資金に充当するため、金融機関から所要の借入を行いました。

#### (5) 財産及び損益の様況の推移

| 区 分                      | 平成21年度<br>(第167期) | 平成22年度<br>(第168期) | 平成23年度<br>(第169期) | 平成24年度<br>( 当 期 ) |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 営 業 収 入<br>百万円<br>益      | 242,523           | 237,887           | 230,282           | 244,059           |
| 経 常 利 益<br>百万円<br>益      | 21,987            | 20,911            | 22,240            | 30,602            |
| 当 期 純 利 益<br>百万円<br>益    | 13,263            | 12,027            | 13,471            | 21,973            |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益<br>円 | 39.27             | 35.61             | 39.79             | 64.91             |
| 総 資 産<br>百万円<br>産        | 738,595           | 717,123           | 725,072           | 741,982           |

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 平成24年度における経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益の増加は、持分法投資利益の増加等によるものであります。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の様況

##### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の様況

| 会 社 名                 | 資 本 金         | 出 資 比 率    | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------------------|---------------|------------|---------------|
| 北 総 鉄 道 株 式 会 社       | 百万円<br>24,900 | %<br>50.00 | 鉄道事業          |
| 京 成 バ ス 株 式 会 社       | 2,005         | 100.00     | バス事業          |
| 帝 都 自 動 車 交 通 株 式 会 社 | 500           | 100.00     | ハイヤー事業        |
| 株 式 会 社 京 成 ス ト ア     | 475           | 100.00     | ストア業          |
| 京 成 建 設 株 式 会 社       | 450           | 69.05      | 建設業           |
| 株 式 会 社 水 戸 京 成 百 貨 店 | 200           | 76.00      | 百貨店業          |

(注) 出資比率については、議決権比率により記載しております。

③ その他の重要な企業結合の状況

ア. 重要な関連会社の状況

| 会 社 名         | 資 本 金         | 出 資 比 率               | 主要な事業内容        |
|---------------|---------------|-----------------------|----------------|
| 株式会社オリエンタルランド | 百万円<br>63,201 | %<br>(21.78)<br>21.70 | 東京ディズニーリゾートの経営 |
| 新京成電鉄株式会社     | 5,935         | (41.09)<br>39.24      | 鉄道事業           |

(注)1. 出資比率については、議決権比率により記載しております。

2. ( )内の数字は、当社の子会社の議決権数を含めた比率であります。

イ. その他の重要な事業再編等

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

① 運輸業

| 事業の内容       | 主要な会社名                                                                              |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 鉄 道 事 業     | 当社、北総鉄道(株)、千葉ニュータウン鉄道(株)                                                            |
| バ ス 事 業     | 京成バス(株)、千葉交通(株)、千葉中央バス(株)、千葉海浜交通(株)、千葉内陸バス(株)、東京ベイシティ交通(株)、京成タウンバス(株)、京成トランジットバス(株) |
| タ ク シ ー 事 業 | 帝都自動車交通(株)、帝都自動車交通(株)（墨田G）、帝都自動車交通(株)（大森G）、船橋交通(株)、合同タクシー(株)                        |

② 流通業

| 事業の内容         | 主要な会社名                |
|---------------|-----------------------|
| ス ト ア 業       | (株)京成ストア、(株)コミュニティー京成 |
| 百 貨 店 業       | (株)水戸京成百貨店            |
| 園 芸 植 物 卸 売 業 | 京成バラ園芸(株)             |
| ショッピングセンター業   | (株)ユアエルム京成            |

③ 不動産業

| 事業の内容  | 主要な会社名    |
|--------|-----------|
| 不動産販売業 | 当社、京成不動産㈱ |
| 不動産賃貸業 | 当社        |
| 不動産管理業 | 京成ビルサービス㈱ |

④ レジャー・サービス業

| 事業の内容      | 主要な会社名          |
|------------|-----------------|
| 飲食・映画・遊技場業 | ㈱イウォレ京成         |
| ホテル業       | 京成ホテル㈱、㈱千葉京成ホテル |
| 広告代理業      | ㈱京成エージェンシー      |
| 旅行業        | 京成トラベルサービス㈱     |

⑤ 建設業

| 事業の内容 | 主要な会社名        |
|-------|---------------|
| 建設業   | 京成建設㈱、京成電設工業㈱ |

⑥ その他の事業

| 事業の内容    | 主要な会社名        |
|----------|---------------|
| 鉄道車両整備業  | 京成車両工業㈱       |
| 自動車車体製造業 | 京成自動車工業㈱      |
| 保険代理業    | ㈱京成保険コンサルティング |
| 自動車教習所業  | ㈱京成ドライビングスクール |

## (8) 主要な事業所等 (平成25年3月31日現在)

|                       |         |                                                   |
|-----------------------|---------|---------------------------------------------------|
| 当 社                   | 本 社     | 東京都墨田区                                            |
|                       | 鉄道営業キロ  | 152.3km                                           |
|                       | 駅 数     | 69駅 (東京都19駅、千葉県50駅)                               |
|                       | 車 両 数   | 客車594両                                            |
|                       | 賃 貸 物 件 | 京成上野ビル (東京都台東区)、ファインフルーク公津の杜、成田ユアエルム店舗 (千葉県成田市) 等 |
| 北 総 鉄 道 株 式 会 社       | 本 社     | 千葉県鎌ヶ谷市                                           |
|                       | 鉄道営業キロ  | 32.3km                                            |
|                       | 駅 数     | 15駅 (東京都2駅、千葉県13駅)                                |
|                       | 車 両 数   | 客車96両                                             |
| 京 成 バ ス 株 式 会 社       | 本 社     | 東京都墨田区                                            |
|                       | 営 業 キ ロ | 3,159.4km                                         |
|                       | 営 業 所   | 8箇所 (東京都3箇所、千葉県5箇所)                               |
|                       | 車 両 数   | 828両                                              |
| 帝 都 自 動 車 交 通 株 式 会 社 | 本 社     | 東京都江東区                                            |
|                       | 営 業 所   | ハイヤー8箇所 (東京都)                                     |
|                       | 車 両 数   | ハイヤー432両                                          |
| 株 式 会 社 京 成 ス ト ア     | 本 社     | 東京都葛飾区                                            |
|                       | 店 舗 数   | 26店舗 (東京都7店舗、千葉県18店舗、埼玉県1店舗)                      |
| 京 成 建 設 株 式 会 社       | 本 社     | 千葉県船橋市                                            |
|                       | 営 業 所   | 3箇所 (東京都1箇所、千葉県1箇所、茨城県1箇所)                        |
| 株 式 会 社 水 戸 京 成 百 貨 店 | 本 社     | 茨城県水戸市                                            |
|                       | 店 舗     | 1店舗 (茨城県)                                         |

(注) 当社の駅数と北総鉄道株式会社の駅数は、5駅 (京成高砂駅、東松戸駅、新鎌ヶ谷駅、千葉ニュータウン中央駅、印旛日本医大駅) が重複しております。

(9) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

| 使 用 人 数        | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|-------------|
| 8,669名（2,964名） | 166名減（48名減） |

(注) 使用人数は就業人員であり、( ) 内には、臨時使用人数の年間平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

| 借 入 先           | 借 入 額  |
|-----------------|--------|
| 株式会社日本政策投資銀行    | 62,452 |
| 三井住友信託銀行株式会社    | 19,325 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 11,098 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 10,507 |

(注) 上記にはシンジケートローンによる借入金（総額62,000百万円）は含まれておりません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 344,822,371株  
 (3) 株主数 24,371名  
 (前期末比 3,025名減)  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                       | 持株数    | 持株比率 |
|-------------------------------------------|--------|------|
|                                           | 千株     | %    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                   | 21,941 | 6.39 |
| 日本生命保険相互会社                                | 14,137 | 4.12 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                 | 12,967 | 3.78 |
| 株式会社オリエンタルランド                             | 11,700 | 3.41 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                             | 11,528 | 3.36 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行                           | 9,408  | 2.74 |
| 三井住友信託銀行株式会社                              | 5,753  | 1.68 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>（三井住友信託銀行退職給付信託口） | 4,468  | 1.30 |
| 株式会社みずほ銀行                                 | 4,215  | 1.23 |
| 新京成電鉄株式会社                                 | 3,717  | 1.08 |

(注)1. 持株比率は、自己株式（1,377,498株）を控除して算出しております。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行退職給付信託口）の持株数4,468千株（持株比率1.30%）は、三井住友信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託財産であり、その議決権行使の指図権は三井住友信託銀行株式会社が留保しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

| 会社における地位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                       |
|--------------|---------|----------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>会 長 | 花 田 力   | 新京成電鉄株式会社取締役<br>株式会社オリエンタルランド取締役<br>社団法人千葉県経済協議会会長 |
| 代表取締役<br>社 長 | 三 枝 紀 生 | 新京成電鉄株式会社取締役                                       |
| 専務取締役        | 神子田 健 博 | 内部監査・経営統括・グループ戦略担当<br>新京成電鉄株式会社監査役                 |
| 専務取締役        | 大 室 健   | 経営統括担当<br>京成バス株式会社取締役社長<br>社団法人千葉県バス協会会長           |
| 常務取締役        | 宮 田 弘 幸 | 経理担当                                               |
| 常務取締役        | 平 田 憲一郎 | 鉄道本部長                                              |
| 常務取締役        | 酒 寄 博 司 | 鉄道副本部長<br>千葉ニュータウン鉄道株式会社取締役社長<br>日暮里駅整備株式会社専務取締役   |
| 取 締 役        | 金 子 賢太郎 | 北総鉄道株式会社取締役社長                                      |
| 取 締 役        | 米 川 公 誠 | 関東鉄道株式会社取締役社長                                      |
| 取 締 役        | 松 村 修   | 京成建設株式会社取締役社長                                      |
| 取 締 役        | 斎 藤 貢   | グループ戦略部長<br>京成自動車整備株式会社取締役社長                       |
| 取 締 役        | 小 林 敏 也 | 開発事業部長                                             |
| 取 締 役        | 佐 藤 賢 治 | 内部監査部長兼経営統括部長                                      |
| 取 締 役        | 眞 下 幸 人 | 経理部長                                               |
| 取 締 役        | 松 上 英一郎 | 総務人事部長<br>京成ハーモニー株式会社取締役社長                         |
| 常勤監査役        | 村 岡 隆 司 |                                                    |
| 常勤監査役        | 増 田 格   | 株式会社スリーエフ取締役                                       |
| 監 査 役        | 松 野 信 也 | DBJ投資アドバイザー株式会社取締役会長                               |
| 監 査 役        | 上 西 京一郎 | 株式会社オリエンタルランド取締役社長兼<br>C O O 社長執行役員                |
| 監 査 役        | 小 林 研 一 | 日本生命保険相互会社取締役副社長執行役員<br>朝日放送株式会社取締役                |

- (注)1. 平成24年6月28日をもって、取締役飯島俊一は任期満了により退任いたしました。  
 2. 同日をもって、常勤監査役松田 博は任期満了により退任いたしました。  
 3. 同日をもって、監査役宇治原潔は任期満了により退任いたしました。  
 4. 同日をもって、平田憲一郎は常務取締役に就任いたしました。  
 5. 同日をもって、増田 格は常勤監査役に就任いたしました。  
 6. 同日をもって、小林研一は監査役に就任いたしました。

7. 同日をもって、常務取締役神子田健博、同 大室 健は専務取締役に就任いたしました。
8. 同日をもって、専務取締役金子賢太郎、同 米川公誠は取締役となりました。
9. 常勤監査役村岡隆司、同 増田 格、監査役松野信也、同 小林研一は、社外監査役であります。
10. 常勤監査役増田 格は、株式会社スリーエフの社外取締役であります。当社は株式会社スリーエフとの間には特別な関係はありません。
11. 監査役松野信也は、DBJ投資アドバイザー株式会社の取締役会長であります。当社はDBJ投資アドバイザー株式会社との間には特別な関係はありません。
12. 監査役小林研一は、日本生命保険相互会社の取締役副社長執行役員であります。当社は日本生命保険相互会社との間には特別な関係はありません。
13. 監査役小林研一は、朝日放送株式会社の社外取締役であります。当社は朝日放送株式会社との間には特別な関係はありません。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 支 給 人 員 | 支 給 額  |
|-------|---------|--------|
| 取 締 役 | 16名     | 313百万円 |
| 監 査 役 | 7名      | 63百万円  |
| 合 計   | 23名     | 376百万円 |

- (注)1. 上記には、平成24年6月28日開催の第169期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名（うち社外役員2名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用者兼務取締役の使用者分給与は含まれておりません。
  3. 上記のうち、社外役員6名に支払った報酬等の総額は、58百万円であります。

## (3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

### ① 取締役会及び監査役会への出席状況

|             | 取 締 役 会 | 監 査 役 会 |
|-------------|---------|---------|
| 監査役 村 岡 隆 司 | 10回中10回 | 10回中10回 |
| 監査役 増 田 格   | 8回中8回   | 7回中7回   |
| 監査役 松 野 信 也 | 10回中10回 | 10回中10回 |
| 監査役 小 林 研 一 | 8回中7回   | 7回中6回   |

② 取締役会及び監査役会における発言状況

社外監査役各氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の質疑や監査結果についての意見交換等を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

|                                 | 支 払 額 |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 62百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 96百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を調査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないと判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きを行います。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 法令遵守を含む行動指針並びに行動規準を整備し、取締役及び使用人に周知する。
  - ② 法令及び定款に適合した社内規則並びに職務権限規則を整備し、取締役及び使用人に周知し、監督する。
  - ③ 行動規準に基づき、反社会的勢力とはいかなる状況下でも一切関係を持たない。
  - ④ 業務執行組織から独立した内部監査部を設置し、監査役と連係して財務報告、コンプライアンス、業務執行、業務効率等に関する内部監査を行う。
  - ⑤ 通報者保護に配慮した内部通報者制度を整備し、使用人に周知する。
  - ⑥ 財務報告に係る内部統制を業務執行組織が自ら整備、運用、評価する体制をつくり、併せてその整備・運用状況の有効性を内部監査部において評価することにより、金融商品取引法で求められる財務報告の信頼性を確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 文書取扱規程を整備し、これに基づき取締役会及び経営会議の議事録、稟議書等職務の執行に関わる情報の保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 事業継続に重大な影響を及ぼすリスクを統一的に評価し、対応すべきリスクを選定するとともに、個別のリスク管理体制の活動状況を統括する機関として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
  - ② 旅客運送の安全を確保するため、関連法令に対応した安全管理規程を制定し、安全管理体制を整備する。
  - ③ 災害・事故等に備え、災害対策規則等を整備し、定期的に訓練及び教育を行う。
  - ④ 大規模な災害、事故等が発生したときは、対策本部を設置し、迅速に対応する。
  - ⑤ 反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応する。
  - ⑥ 事業継続に重大な影響を及ぼすその他のリスクについて、対応が必要な場合はコンプライアンス・リスク管理委員会の審議を経て管理部門等を指定し、適宜管理体制を整備する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会（原則月1回開催）の決議により意思決定すべき事項と経営会議（常勤取締役で構成され、原則週1回開催）の審議により意思決定すべき事項について、取締役会規則、経営会議規則等を整備し、これに基づき職務執行の意思決定を行う。
  - ② 職務権限規則を整備し、各職務の権限と責任を明確化する。
  - ③ 経営計画を決定し、これに基づき職務を執行する。
- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ行動指針を整備し、これに基づき子会社に行動規準の整備及び周知徹底を指導する。
  - ② グループ担当部署を設置するとともに、関係会社管理規程等を整備し、子会社が当社に報告又は協議すべき事項を明確化する。
  - ③ コンプライアンス・リスク管理委員会において、連結子会社等のリスク管理を統括する。
  - ④ 連結子会社等において、経理規程並びに職務権限規則等の関連規程類を整備し、財務報告並びに業務執行の適正化を図る。
  - ⑤ 内部監査部において、連結子会社等の内部監査を実施する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ① 監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、職務の補助に必要な使用人を配置する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項
- ① 監査役会事務局の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専任の使用人とする。
  - ② 監査役会事務局の使用人の人事については、監査役の同意を必要とする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役に報告する。
  - ② 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、経営会議など取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。
  - ② 代表取締役社長は、監査役と定期的かつ必要に応じて会合をもち、監査の重要課題等について意思疎通を図る。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

#### ① 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、鉄道事業を中心とした運輸業という極めて公共性の高い社会的インフラを提供する事業を基幹（以下「コア事業」といいます。）としており、それに伴う社会的責任を負っております。

このような社会的責任は、当社グループの事業においては、利用者の安全と利便性を確保しつつ安定的な輸送サービスを提供することによって全うすることができます。そして、そのためには、安全対策、線路整備、施設拡充、沿線開発等において、様々な事業環境の変化を見据えた中長期的視点に立った経営を行うことが必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、前記の社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮等、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益に最大限配慮することも重要であります。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、鉄道事業を中核としつつ、バス事業、タクシー事業を運営する運輸業や流通業、不動産業、レジャー・サービス業、建設業等幅広く事業展開しており、当社グループの企業価値は、コア事業である運輸業とこれらの関連事業との有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

#### ② 大規模買付行為への対応方針

当社は、上場会社の株主は株式の市場での自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴うような株式等の大規模な買付行為であっても、これを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者及び大規模買付行為に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、前記の当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の皆様判断に必要かつ十分

な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様への判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様へ提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

### ① グループ経営理念

当社グループは、前記の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。そのため、当社グループは、「良質な商品・サービスを、安全・快適に提供し、健全な事業成長のもと、社会の発展に貢献します。」という「グループ経営理念」を策定するとともに、この理念を実現するため、安全・接客・成長・企業倫理・環境の5項目からなる「グループ行動指針」を定め、企業価値の確保・向上に努めております。

### ② グループ経営計画

前記のグループ経営理念のもと、グループ全体の経営の方針と目標を明確にするため、3年毎にグループ中期経営計画を作成しております。この中で、グループシナジーを最大限発揮し得る体制の強化を図り、当社グループ全体の企業価値の最大化を目指すことを基本方針としております。

平成22年度から平成24年度にわたる「京成グループ中期経営計画」（以下「E1プラン」といいます。）においては、「成田スカイアクセスの開業を踏まえた、鉄道事業の更なる収益力の強化、グループ全体のイメージアップ、当社沿線地域の活性化の推進」、「コア事業（運輸業）を中心とした引き続き堅実な事業運営の推進」、「相応の営業キャッシュフローの確保と、減価償却費の範囲内での設備投資の実施による財務体質の強化」、「安定的な事業成長を

実現するための投資案件の選別、投資規模の適正化」、「グループシナジーの最大化とブランド価値向上による更なる競争力の強化」の基本方針のもと、グループ全体の企業価値の最大化を追求いたします。

また、「E1プラン」の数値目標（連結）として最終年度（平成24年度）には、営業利益230億円以上（営業利益率9%以上）、経常利益220億円以上、EBITDA倍率（有利子負債÷（営業利益＋減価償却費））を9倍以下とし、収益力の向上、利益率の向上、投資効率の向上を図ってまいります。

平成22年7月には成田スカイアクセスが開業し、事業内容が大きく変化します。グループを挙げた営業努力によって新線効果を早期に、また最大限に引き出すことで、計画期間を通じてコア事業の収益力の更なる強化を図ってまいります。

### ③ 利益還元の考え方

当社グループは鉄道事業を中心とする公共性の高い業種であるため、当社としては、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要な内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）を定めています。

本施策の概要は、次のとおりであります。

#### ① 大規模買付ルールの設定

本施策においては、まず、大規模買付行為を行う場合に大規模買付者に従っていただくべきルール（本施策において「大規模買付ルール」といいます。）として、（i）株主の皆様及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付者及び当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、及び（ii）当社取締役会が当該大規模買付行為についての検討・評価を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆様にご意見・代替的提案等を提示するため、一定期間は大規模買付行為を行わないことを、それぞれ定めています。

#### ② 独立委員会の設置

本施策においては、さらに、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（本施策において「大規模買付対抗措置」といいます。）の発動等に関する

当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会（本施策において「独立委員会」といいます。）を設置することを定めています。

③ 大規模買付対抗措置の内容・発動要件・発動手続

本施策においては、次に、大規模買付対抗措置について、（i）その内容として、原則として、新株予約権の無償割当てによること、（ii）その発動の要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値若しくは株主共同の利益が著しく毀損される場合であって、当該大規模買付行為に対する対抗手段として相当性を有する場合に限って発動しうること、及び（iii）その発動手続として、原則として、前記②の独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、当社取締役会の決議をもって発動することを、それぞれ定めています。

当社は、平成22年5月11日開催の取締役会において本施策の具体的な内容について決定し、平成22年6月29日開催の第167期定時株主総会においてその承認を受けており、その詳細は、平成22年5月11日付で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」として公表し、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.keisei.co.jp/>）に掲載しております。

(4) 前記の取り組みが基本方針に沿い、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

① 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

前記(2)に記載した企業価値の向上のための取り組みは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものです。したがって、これらの取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みについて

前記(3)に記載した本施策は、以下のとおり、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、及び必要性・相当性の原則）に適合しています。また、本施策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表

した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっています。したがって、本施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

#### ア 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の内容及び発動要件を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

#### イ 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも本施策に具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家の皆様及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

#### ウ 株主意思の反映

本施策は、株主総会の決議によって承認されることを条件として効力を生じています。また、本施策は、本施策の有効期間中いつでも、当社株主総会の決議によっても廃止することができ、本施策の変更は、原則として、当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じます。したがって、本施策の導入、継続、廃止及び変更の是非の判断には、いずれも株主の皆様が意思が反映されるものと考えます。

なお、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっています。したがって、大規模買付対抗措置の発動等の是非の判断にも、取締役の選任を通じて株主の皆様が意思が適切に反映されるものと考えます。

#### エ 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会を設置しています。そして、この独立委員会は、当社取締役

役会に対して大規模買付対抗措置を発動することの是非を勧告するほか、当社取締役会が諮問した事項について勧告又は意見の提出を行うこととし、当社取締役会は、独立委員会の勧告及び意見を最大限尊重するものとしています。

また、本施策においては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しています。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

#### オ デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本施策は、当社株主総会の決議によって廃止することができるほか、当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっても廃止することができ、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本施策を廃止することが可能です。したがって、本施策は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させてもなおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっています。したがって、本施策は、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

---

（注） 本事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
なお、1株当たり当期純利益は四捨五入により表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成25年 3月31日現在)

| 科 目            | 金 額            | 科 目              | 金 額            |
|----------------|----------------|------------------|----------------|
| (資 産 の 部)      | 百万円            | (負 債 の 部)        | 百万円            |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>87,986</b>  | <b>流 動 負 債</b>   | <b>181,862</b> |
| 現金及び預金         | 28,795         | 支払手形及び買掛金        | 16,463         |
| 受取手形及び売掛金      | 17,166         | 短期借入金            | 77,885         |
| 分譲土地建物         | 14,672         | 1年内償還予定の社債       | 10,000         |
| 商 品            | 2,218          | リ ー ス 債 務        | 3,255          |
| 仕 掛 品          | 867            | 未 払 法 人 税 等      | 5,103          |
| 原材料及び貯蔵品       | 1,811          | 前 受 金            | 40,420         |
| 繰延税金資産         | 2,145          | 賞 与 引 当 金        | 2,796          |
| そ の 他          | 20,353         | 役 員 賞 与 引 当 金    | 66             |
| 貸倒引当金          | △44            | そ の 他            | 25,871         |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>653,863</b> | <b>固 定 負 債</b>   | <b>345,411</b> |
| 有形固定資産         | 499,111        | 社 債              | 65,000         |
| 建物及び構築物        | 262,616        | 長期借入金            | 149,143        |
| 機械装置及び運搬具      | 17,971         | 鉄道・運輸機構長期未払金     | 66,191         |
| 土 地            | 141,913        | リ ー ス 債 務        | 20,924         |
| リ ー ス 資 産      | 32,640         | 繰延税金負債           | 2,011          |
| 建設仮勘定          | 42,329         | 退職給付引当金          | 31,112         |
| そ の 他          | 1,640          | 役員退職慰労引当金        | 595            |
| 無形固定資産         | 11,110         | 負 の の れ ん        | 500            |
| リ ー ス 資 産      | 1,927          | そ の 他            | 9,932          |
| そ の 他          | 9,182          | <b>負 債 合 計</b>   | <b>527,274</b> |
| 投資その他の資産       | 143,641        | (純資産の部)          |                |
| 投資有価証券         | 124,738        | 株 主 資 本          | 208,019        |
| 長期貸付金          | 614            | 資 本 金            | 36,803         |
| 繰延税金資産         | 13,467         | 資 本 剰 余 金        | 28,485         |
| そ の 他          | 5,730          | 利 益 剰 余 金        | 144,758        |
| 貸倒引当金          | △910           | 自 己 株 式          | △2,028         |
| <b>繰 延 資 産</b> | <b>133</b>     | その他の包括利益累計額      | 2,850          |
|                |                | その他有価証券評価差額金     | 2,850          |
|                |                | 少 数 株 主 持 分      | 3,838          |
|                |                | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>214,708</b> |
| <b>資産合計</b>    | <b>741,982</b> | <b>負債純資産合計</b>   | <b>741,982</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

| 科 目            | 金 額     | 金 額     |
|----------------|---------|---------|
|                | 百万円     | 百万円     |
| 営 業 収 益        |         | 244,059 |
| 営 業 費          |         |         |
| 運輸業等営業費及び売上原価  | 185,945 |         |
| 販売費及び一般管理費     | 35,129  | 221,075 |
| 営 業 利 益        |         | 22,984  |
| 営 業 外 収 益      |         |         |
| 受取利息及び配当金      | 443     |         |
| 持分法による投資利益     | 11,564  |         |
| その他の収益         | 1,928   | 13,935  |
| 営 業 外 費 用      |         |         |
| 支払利息           | 5,806   |         |
| その他の費用         | 511     | 6,317   |
| 経 常 利 益        |         | 30,602  |
| 特 別 利 益        |         |         |
| 工事負担金等受入額      | 742     |         |
| 受取保険金          | 601     |         |
| その他の特別利益       | 410     | 1,754   |
| 特 別 損 失        |         |         |
| 固定資産圧縮損        | 632     |         |
| 減損損失           | 445     |         |
| その他の特別損失       | 304     | 1,382   |
| 税金等調整前当期純利益    |         | 30,974  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 7,262   |         |
| 法人税等調整額        | 697     |         |
| 法 人 税 等 計      |         | 7,960   |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |         | 23,013  |
| 少 数 株 主 利 益    |         | 1,040   |
| 当 期 純 利 益      |         | 21,973  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                 | 36,803  | 28,485    | 124,502   | △2,029  | 187,762     |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |           | △1,717    |         | △1,717      |
| 当 期 純 利 益                 |         |           | 21,973    |         | 21,973      |
| 自 己 株 式 の 取 得             |         |           |           | △1      | △1          |
| 自 己 株 式 の 処 分             |         | 0         |           | 0       | 0           |
| 関係会社持分比率変動に伴う変動額          |         |           |           | 1       | 1           |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | 0         | 20,255    | 0       | 20,256      |
| 当 期 末 残 高                 | 36,803  | 28,485    | 144,758   | △2,028  | 208,019     |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |               |                           | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|-------------------------|---------------|---------------------------|-------------|-----------|
|                           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |             |           |
| 当 期 首 残 高                 | 684                     | △148          | 536                       | 2,848       | 191,148   |
| 連結会計年度中の変動額               |                         |               |                           |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |                         |               |                           |             | △1,717    |
| 当 期 純 利 益                 |                         |               |                           |             | 21,973    |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                         |               |                           |             | △1        |
| 自 己 株 式 の 処 分             |                         |               |                           |             | 0         |
| 関係会社持分比率変動に伴う変動額          |                         |               |                           |             | 1         |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 2,165                   | 148           | 2,313                     | 989         | 3,303     |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 2,165                   | 148           | 2,313                     | 989         | 23,559    |
| 当 期 末 残 高                 | 2,850                   | —             | 2,850                     | 3,838       | 214,708   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

| 科 目       | 金 額     | 科 目          | 金 額     |
|-----------|---------|--------------|---------|
| (資産の部)    | 百万円     | (負債の部)       | 百万円     |
| 流動資産      | 49,620  | 流動負債         | 160,923 |
| 現金及び預金    | 9,373   | 短期借入金        | 62,935  |
| 未収運賃      | 3,539   | 1年以内償還社債     | 10,000  |
| 未収現金      | 1,233   | リース債務        | 2,127   |
| リース投資資産   | 2,131   | 未払金          | 11,008  |
| 短期貸付金     | 1,989   | 未払費用         | 1,386   |
| 分譲土地建物    | 14,918  | 未払消費税等       | 356     |
| 貯蔵品       | 1,357   | 未払法人税等       | 2,336   |
| 前払費用      | 1,184   | 預り連絡運賃       | 722     |
| 繰延税金資産    | 732     | 預り           | 27,452  |
| その他の流動資産  | 13,169  | 前受運賃         | 1,970   |
| 貸倒引当金     | △9      | 前受金          | 39,563  |
|           |         | 賞与引当金        | 1,022   |
|           |         | その他の流動負債     | 41      |
| 固定資産      | 468,408 | 固定負債         | 240,857 |
| 鉄道事業固定資産  | 231,383 | 社債           | 65,000  |
| 開発事業固定資産  | 93,889  | 長期借入金        | 134,588 |
| 各事業関連固定資産 | 3,477   | リース債務        | 17,635  |
| 建設仮勘定     | 42,073  | 退職給付引当金      | 19,073  |
| 投資その他の資産  | 97,583  | 資産除去債務       | 534     |
| 関係会社株式    | 64,212  | その他の固定負債     | 4,025   |
| 投資有価証券    | 9,040   |              |         |
| 長期貸付金     | 21,519  | 負債合計         | 401,781 |
| 繰延税金資産    | 1,288   |              |         |
| その他の投資    | 1,523   | (純資産の部)      |         |
| 繰延資産      | 133     | 株主資本         | 114,931 |
| 社債発行費     | 133     | 資本金          | 36,803  |
|           |         | 資本剰余金        | 27,852  |
|           |         | 資本準備金        | 27,845  |
|           |         | その他資本剰余金     | 6       |
|           |         | 利益剰余金        | 51,062  |
|           |         | 利益準備金        | 3,038   |
|           |         | その他利益剰余金     | 48,023  |
|           |         | 別途積立金        | 8,095   |
|           |         | 繰越利益剰余金      | 39,928  |
|           |         | 自己株式         | △786    |
|           |         | 評価・換算差額等     | 1,447   |
|           |         | その他有価証券評価差額金 | 1,447   |
|           |         | 純資産合計        | 116,379 |
| 資産合計      | 518,161 | 負債純資産合計      | 518,161 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

| 科 目                   | 金      | 額      |
|-----------------------|--------|--------|
|                       | 百万円    | 百万円    |
| 鉄 道 事 業               |        |        |
| 営 業 収 益               | 58,240 |        |
| 営 業 費                 | 51,503 |        |
| 営 業 利 益               |        | 6,736  |
| 開 発 事 業               |        |        |
| 営 業 収 益               | 18,549 |        |
| 営 業 費                 | 15,039 |        |
| 営 業 利 益               |        | 3,510  |
| 全 事 業 営 業 利 益         |        | 10,247 |
| 営 業 外 収 益             |        |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 3,720  |        |
| そ の 他 の 収 益           | 1,120  | 4,841  |
| 営 業 外 費 用             |        |        |
| 支 払 利 息               | 4,413  |        |
| そ の 他 の 費 用           | 611    | 5,024  |
| 経 常 利 益               |        | 10,063 |
| 特 別 利 益               |        |        |
| 受 取 保 険 金             | 601    |        |
| 工 事 負 担 金 等 受 入 額     | 432    |        |
| そ の 他 の 特 別 利 益       | 23     | 1,058  |
| 特 別 損 失               |        |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 1,104  |        |
| 固 定 資 産 圧 縮 損         | 397    |        |
| 減 損 損 失               | 337    |        |
| そ の 他 の 特 別 損 失       | 77     | 1,917  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 9,204  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,965  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 231    |        |
| 法 人 税 等 計             |        | 3,197  |
| 当 期 純 利 益             |        | 6,006  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                  |             |           |          |             |             |      |            |
|-------------------------|---------|-----------|------------------|-------------|-----------|----------|-------------|-------------|------|------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                  |             | 利 益 剰 余 金 |          |             |             | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |
|                         |         | 資本準備金     | その<br>他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |             | 利益剰余金<br>合計 |      |            |
|                         |         |           |                  |             |           | 別途積立金    | 繰越利益<br>剰余金 |             |      |            |
| 当 期 首 残 高               | 36,803  | 27,845    | 6                | 27,852      | 3,038     | 8,095    | 35,638      | 46,772      | △785 | 110,642    |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                  |             |           |          |             |             |      |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                  |             |           |          | △1,717      | △1,717      |      | △1,717     |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                  |             |           |          | 6,006       | 6,006       |      | 6,006      |
| 自己株式の取得                 |         |           |                  |             |           |          |             |             | △1   | △1         |
| 自己株式の処分                 |         |           | 0                | 0           |           |          |             |             | 0    | 0          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |                  |             |           |          |             |             |      |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —         | 0                | 0           | —         | —        | 4,289       | 4,289       | △0   | 4,289      |
| 当 期 末 残 高               | 36,803  | 27,845    | 6                | 27,852      | 3,038     | 8,095    | 39,928      | 51,062      | △786 | 114,931    |

|                         | 評価・換算差額等             |                | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|----------------------|----------------|-----------|
|                         | その他有価<br>証券評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 258                  | 258            | 110,901   |
| 当 期 変 動 額               |                      |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                      |                | △1,717    |
| 当 期 純 利 益               |                      |                | 6,006     |
| 自己株式の取得                 |                      |                | △1        |
| 自己株式の処分                 |                      |                | 0         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 1,189                | 1,189          | 1,189     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 1,189                | 1,189          | 5,478     |
| 当 期 末 残 高               | 1,447                | 1,447          | 116,379   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 5月15日

京 成 電 鉄 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平 野 満 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 正 伸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京成電鉄株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京成電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成25年 5 月15日

京 成 電 鉄 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 平 野 満 ㊞   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 高 橋 正 伸 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京成電鉄株式会社  
の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第170期事業年度の計算書  
類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表  
並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準  
に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。こ  
れには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書  
を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用  
することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から  
計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人  
は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を  
行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽  
表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、こ  
れに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証  
拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、  
不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評  
価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意  
見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、  
状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の  
作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採  
用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も  
含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判  
断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第170期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み（株式会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月17日

## 京成電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 村岡隆司 ①

常勤監査役 増田格 ①

監査役 松野信也 ①

監査役 上西京一郎 ①

監査役 小林研一 ①

(注) 監査役村岡隆司、同増田格、同松野信也及び同小林研一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 第170期剰余金処分の件

当社は、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要な内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、株主の皆様に安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円

総額1,030,334,619円

なお、中間配当金として2円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき5円50銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社グループの主たる営業基盤である千葉県において、より地域に密着した事業展開を図るため、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都墨田区から千葉縣市川市に変更するものであります。
- (2) 変更後の効力発生時期を明確にするため、附則を設けるものであります。また、当該附則については、現行定款第3条の変更の効力発生日経過後、これを削除するものとします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則<br/>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を<u>東京都墨田区</u>に置く。</p> <p>第4条<br/>↳ (省 略)</p> <p>第50条<br/>(新 設)</p> | <p>第1章 総 則<br/>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を<u>千葉縣市川市</u>に置く。</p> <p>第4条<br/>↳ (規定内容は現行どおり)</p> <p>第50条<br/><u>附則 第3条の規定の変更は、平成25年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第3条の変更の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役15名選任の件

取締役全員15名は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴<br>(地位及び担当並びに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | はな だ つとむ<br>花 田 力<br>(昭和19年1月15日生)        | 昭和41年4月 当社入社<br>平成10年6月 当社取締役<br>平成12年6月 当社常務取締役<br>平成14年6月 当社専務取締役<br>平成16年6月 当社取締役社長<br>平成23年6月 当社取締役会長<br>現在に至る<br><br>重要な兼職の状況<br>新京成電鉄株式会社取締役<br>株式会社オリエンタルランド取締役<br>一般社団法人千葉県経済協議会会長 | 194,000株    |
| 2     | さい ぐさ のり お<br>三 枝 紀 生<br>(昭和24年2月11日生)    | 昭和46年4月 当社入社<br>平成16年6月 当社取締役<br>平成18年6月 当社常務取締役<br>平成20年6月 当社専務取締役<br>平成22年6月 当社取締役副社長<br>平成23年6月 当社取締役社長<br>現在に至る<br><br>重要な兼職の状況<br>新京成電鉄株式会社取締役                                        | 110,000株    |
| 3     | み こ だ たけ ひろ<br>神 子 田 健 博<br>(昭和28年1月16日生) | 平成16年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員福岡営業部長<br>平成18年6月 当社取締役<br>平成21年6月 当社常務取締役<br>平成24年6月 当社専務取締役内部監査・経営統括・グループ戦略担当<br>現在に至る<br><br>重要な兼職の状況<br>新京成電鉄株式会社監査役                                        | 69,000株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴<br>(地位及び担当並びに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4     | おおむろけん<br>大室健<br>(昭和24年1月13日生)      | 昭和46年4月 当社入社<br>平成18年6月 当社取締役<br>平成22年6月 京成バス株式会社取締役社長 現在に至る<br>平成22年6月 当社常務取締役<br>平成24年6月 当社専務取締役経営統括担当 現在に至る<br>重要な兼職の状況<br>京成バス株式会社取締役社長<br>一般社団法人千葉県バス協会会長                         | 67,000株     |
| 5     | みやたひろゆき<br>宮田弘幸<br>(昭和26年10月28日生)   | 昭和49年4月 当社入社<br>平成18年6月 当社取締役<br>平成22年6月 当社常務取締役経理担当 現在に至る                                                                                                                             | 66,000株     |
| 6     | ひらたけんいちろう<br>平田憲一郎<br>(昭和25年11月7日生) | 平成18年7月 国土交通省鉄道局長<br>平成19年10月 日本政策投資銀行理事<br>平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行常務執行役員<br>平成24年6月 当社常務取締役鉄道本部長 現在に至る                                                                                  | 9,000株      |
| 7     | さかよりひろし<br>酒寄博司<br>(昭和27年1月13日生)    | 昭和49年4月 当社入社<br>平成20年6月 当社取締役<br>平成23年6月 当社常務取締役鉄道副本部長 現在に至る<br>重要な兼職の状況<br>千葉ニュータウン鉄道株式会社取締役社長<br>日暮里駅整備株式会社専務取締役                                                                     | 52,000株     |
| 8     | かねこけんたろう<br>金子賢太郎<br>(昭和23年7月18日生)  | 平成15年7月 海上保安庁次長<br>平成16年7月 社団法人日本旅行業協会理事<br>平成18年6月 当社取締役<br>平成20年6月 当社常務取締役<br>平成23年6月 当社専務取締役<br>平成24年6月 北総鉄道株式会社取締役社長 現在に至る<br>平成24年6月 当社取締役 現在に至る<br>重要な兼職の状況<br>北総鉄道株式会社取締役社長(注1) | 70,000株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴<br>(地位及び担当並びに重要な兼職の状況)                                                                                                                                  | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 9     | よね かわ こう せい<br>米 川 公 誠<br>(昭和25年3月30日生)      | 昭和49年4月 当社入社<br>平成18年6月 当社取締役<br>平成21年6月 当社常務取締役<br>平成23年6月 当社専務取締役<br>平成24年6月 関東鉄道株式会社取締役社長 現在に至る<br>平成24年6月 当社取締役 現在に至る<br>重要な兼職の状況<br>関東鉄道株式会社取締役社長(注2) | 67,000株     |
| 10    | こ ばやし とし や<br>小 林 敏 也<br>(昭和34年7月30日生)       | 昭和57年4月 当社入社<br>平成22年6月 当社取締役開発事業部長<br>現在に至る                                                                                                               | 42,000株     |
| 11    | さ とう けん じ<br>佐 藤 賢 治<br>(昭和34年6月8日生)         | 昭和57年4月 当社入社<br>平成23年6月 当社取締役内部監査部長兼<br>経営統括部長 現在に至る                                                                                                       | 24,000株     |
| 12    | ま しも ゆき ひと<br>眞 下 幸 人<br>(昭和37年2月1日生)        | 昭和59年4月 当社入社<br>平成23年6月 当社取締役経理部長<br>現在に至る                                                                                                                 | 22,000株     |
| 13    | まつ かみ えい いち ろう<br>松 上 英 一 郎<br>(昭和37年2月23日生) | 昭和59年4月 当社入社<br>平成23年6月 当社取締役総務人事部長<br>現在に至る<br>重要な兼職の状況<br>京成ハーマニー株式会社取締役社長                                                                               | 28,000株     |
| 14    | ※<br>さい とう たかし<br>齋 藤 隆<br>(昭和33年12月11日生)    | 昭和57年4月 当社入社<br>平成15年10月 京成バス株式会社取締役<br>平成23年6月 同社専務取締役 現在に至る                                                                                              | 5,000株      |
| 15    | ※<br>しの ぎき あつし<br>篠 崎 敦<br>(昭和36年8月13日生)     | 昭和61年4月 当社入社<br>平成22年7月 当社総務人事部付部長<br>平成24年4月 船橋交通株式会社取締役社長 現在に至る<br>重要な兼職の状況<br>船橋交通株式会社取締役社長                                                             | 5,000株      |

- (注)1. 当社は、北総鉄道株式会社と同一の事業の部類に属する取引（鉄道による一般運輸業）を行っております。
2. 当社は、関東鉄道株式会社と同一の事業の部類に属する取引（鉄道による一般運輸業並びに土地建物の売買及び賃貸業）を行っております。
3. ※印は、新任取締役候補者であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役村岡隆司氏は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴<br>(地位及び重要な兼職の状況)                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| むら 村 隆 司<br>おおか たかし<br>(昭和29年1月31日生) | 平成17年5月 株式会社UFJ銀行執行役員<br>平成20年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員<br>平成23年6月 当社常勤監査役 現在に至る | 9,000株      |

- (注)1. 村岡隆司氏は、社外監査役の候補者であります。
2. 村岡隆司氏を社外監査役候補者とした理由は、経歴のとおり経営者の経験及び幅広い見識から取締役会に対する有益なアドバイスをいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくためです。
3. 村岡隆司氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

#### 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成22年6月29日開催の第167期定時株主総会において、当社の「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「原施策」といいます。）についてご承認いただきましたが、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、その後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、当社と併せて「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主価値を維持・向上するための方策としての原施策の継続の是非や内容について更なる検討を行ってまいりました。

当社はかかる検討の結果、平成25年5月21日開催の当社取締役会において、株主総会の決議による承認を条件として原施策を一部見直したうえ継続する内容の当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）を決定いたしました。

つきましては、当社定款第16条の規定に基づき、本施策を継続して導入することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

## I 本施策の導入の目的及び概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、後記Ⅱのとおりでございます。当社は、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、本施策を定めています。

### 1. 大規模買付ルールの設定

本施策においては、まず、大規模買付行為（後記Ⅳの1の(1)で定義します。）を行う場合に大規模買付者（後記Ⅳの1の(1)で定義します。）に従っていただくべきルール（本施策において「大規模買付ルール」といいます。）として、(1)株主の皆様及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付者及び当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、及び(2)当社取締役会が当該大規模買付行為についての検討・評価を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆様に意見・代替的提案等を提示するため、一定期間は大規模買付行為を行わないことを、それぞれ定めております。

### 2. 独立委員会の設置

本施策においては、さらに、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（本施策において「大規模買付対抗措置」といいます。）の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会（本施策において「独立委員会」といいます。）を設置することを定めております。

### 3. 大規模買付対抗措置の内容・発動要件・発動手続

本施策においては、次に、大規模買付対抗措置について、(1)その内容として、原則として、新株予約権の無償割当てによること、(2)その発動の要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値若しくは株主共同の利益が著しく毀損される場合であって、当該大規模買付行為に対する対抗手段として相当性を有する場合に限って発動しうること、及び(3)その発動手続として、原則として、前記2の独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、当社取締役会の決議をもって発動することを、それぞれ定めております。

#### 4. 本施策の有効期間

本施策の有効期間は、「E 2プラン」が平成27年度（平成28年3月末日に終了する事業年度）までの計画であることを考慮し、本施策を承認可決した定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成28年6月開催予定）の終結時までとします。

## II 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1. 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、鉄道事業を中心とした運輸業という極めて公共性の高い社会的インフラを提供する事業を基幹（本施策において「コア事業」といいます。）としており、それに伴う社会的責任を負っております。

このような社会的責任は、当社グループの事業においては、利用者の安全と利便性を確保しつつ安定的な輸送サービスを提供することによって全うすることができます。そして、そのためには、安全対策、線路整備、施設拡充、沿線開発等において、様々な事業環境の変化を見据えた中長期的視点に立った経営を行うことが必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、前記の社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮等、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益に最大限配慮することも重要であります。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、鉄道事業を中核としつつ、バス事業、タクシー事業を運営する運輸業や流通業、不動産業、レジャー・サービス業、建設業等幅広く事業展開しており、当社グループの企業価値は、コア事業である運輸業とこれらの関連事業との有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

### 2. 大規模買付行為への対応方針

当社は、上場会社の株主は株式の市場での自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴うような株式等の大規模な買付行為であっても、これを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グルー

プの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者及び大規模買付行為に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、前記の当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

### III 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### 1. グループ経営理念

当社グループは、前記の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。そのため、当社グループは、「良質な商品・サービスを、安全・快適に提供し、健全な事業成長のもと、社会の発展に貢献します。」という「グループ経営理念」を策定するとともに、この理念を実現するため、安全・接客・成長・企業倫理・環境の5項目からなる「グループ行動指針」を定め、企業価値の確保・向上に努めております。

#### 2. グループ経営計画

当社グループでは、前記のグループ経営理念のもと、グループ全体の経営の方針と目標を明確にするため、3年毎にグループ中期経営計画を作成しております。

この中で、グループシナジーを最大限発揮しうる体制の強化を図り、当社グループ全体の企業価値の最大化を目指すことを基本方針としております。

平成25年度から平成27年度にわたる「E2プラン」においては、「成田スカイアクセスの利便性・認知度の向上による、鉄道事業の競争力・収益力の強化」、「コア事業（運輸業）を中心とした引き続き堅実な事業運営を推進することによる各事業分野での一定の事業成長の実現」、「将来に亘る安定的な事業成長の実現のため、貸貸資産の拡充及び投資案件の選別による投資規模の適正化の推進」、「減価償却費の範囲内での設備投資を原則とする、フリーキャッシュフローの確保による財務体質の強化」、「グループ全体経営を重視することによるグループシナジーの最大化並びにM&A及び事業提携を視野に入れた事業基盤の拡大」、「安全管理体制並びに異常時・災害時におけるグループリスク管理体制の強化」、「京成グループ全体のブランド価値向上による競争力の強化」の基本方針のもと、グループ全体の企業価値の最大化を追求いたします。

運輸業では、成田スカイアクセスの利便性・認知度の向上、安全輸送の徹底とお客サービスへの更なる向上、バス・タクシー事業における良質な乗務員の確保及び人件費の抑制、バス事業における路線の拡充や見直し、車両配置の最適化等による競合会社への対応及び収益力の強化、タクシー事業におけるグループシェア拡大等を推進いたします。

不動産業では、不動産貸貸資産の拡充・稼働物件新規取得による安定利益の確保を図っていくとともに、グループ会社資産の有効活用の推進、不動産販売業における商品企画力並びに販売力の強化による収益確保を図ってまいります。

流通業、レジャー・サービス業等では、鉄道沿線・当社グループの価値向上に資する施策を鋭意推進します。

### 3. 利益還元のかえ方

当社グループは鉄道事業を中心とする公共性の高い業種であるため、当社としては、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要な内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、引き続き、輸送力の増強、運転保安及び旅客サービスの向上等を計画しておりますので、これらの資金需要に備えてまいります。

## IV 本施策の内容

### 1. 大規模買付ルール

#### (1) 適用対象

大規模買付ルールは、次の①から④までのいずれかに該当する行為又はこれに類似する行為であって、当社取締役会が予め同意していないもの（本施策において「大規模買付行為」といいます。）、ないし大規模買付行為を現に行い又は行おうとする者（本施策において「大規模買付者」といいます。）に適用されるものとします。

- ① 当社株券等（注1）の買付けその他の取得行為（注2）であって、当該行為者の株券等保有割合（注3）が20%以上となるもの
- ② 当社が発行者である株券等（注4）の買付けその他の取得行為（注5）であって、当該行為者の株券等所有割合（注6）とその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となるもの
- ③ 当社の他の株主との間で行う、当該他の株主の共同保有者（注8）に該当するに至る合意その他の行為であって、当該行為者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるもの
- ④ 当社の他の株主との間で行う、当該行為者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくは共同の支配下となる関係又は当該行為者と当該他の株主とが共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為であって、当該行為者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるもの

#### (2) 当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、当社代表取締役宛に、次の①から⑦までに定める事項を日本語で記載し、かつ大規模買付者又はその代表者の署名又は記名押印のなされた「大規模買付意向表明書」（本施策において「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。これは、当社取締役会及び株主の皆様が大規模買付行為の存在を認識し、大規模買付者に関する基礎情報を取得することを可能にすることを目的としております。

- ① 大規模買付ルールに基づく意向表明書である旨
- ② 大規模買付者の自然人・法人の別、又は法人格を有しない組合、社団等である場合はその旨
- ③ 大規模買付者が自然人である場合は、大規模買付者の氏名、国籍、住所、及び勤務先

- ④ 大規模買付者が自然人でない場合は、大規模買付者の商号その他の正式な名称、本店又は主たる事務所の所在地、設立準拠法、及び代表者の氏名
- ⑤ 大規模買付者の日本国内の連絡先の名称、担当者氏名、住所又は所在地、電話番号、ファックス番号、及び大規模買付者との関係
- ⑥ 大規模買付行為の方法、時期、目的その他の概要
- ⑦ 法令及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約

当社は、大規模買付者より意向表明書の提出があった場合は、法令及び金融商品取引所規則に従って、意向表明書の提出があった事実その他当社取締役会が適切と認める事項を速やかに開示します。

### (3) 大規模買付情報の提供

また、大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、大規模買付行為に関する株主の皆様への判断、大規模買付行為に関する当社取締役会及び独立委員会による賛否に関する意見の形成、及び当社取締役会による株主の皆様に対する代替的提案の立案のために必要な情報（本施策において「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者には、意向表明書の提出後に、当社代表取締役宛に、次の①から④までに掲げる情報を提供していただきます。なお、大規模買付者が次の①から④までに掲げる情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（注9）（本施策において、大規模買付者と併せて「大規模買付者グループ」といいます。）に関する次のアからコまでに掲げる情報
  - ア 沿革
  - イ 役員の名、略歴、及び過去における法令違反行為の有無
  - ウ 事業の内容
  - エ 資本構成又は出資割合
  - オ グループ組織図
  - カ 財務諸表及び連結財務諸表
  - キ 有価証券報告書又はこれに相当する書類を監督官庁又は金融商品取引所に提出している場合は、直近3年間の有価証券報告書又はこれに相当する書面

- ク 直近1年間における当社株券等の株券等保有割合及びその推移
  - ケ 当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
  - コ 過去の投資の実績及び履歴（注10）
- ② 大規模買付行為に関する次のアからウまでに掲げる情報
- ア 大規模買付行為の具体的な目的、方法及び内容（注11）
  - イ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無、並びにその具体的な内容及び当該第三者の概要
  - ウ 大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（注12）及び資金の裏付け（注13）
- ③ 大規模買付行為の完了後の方針・計画・施策に関する次のアからキまでに掲げる情報
- ア 当社グループの経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者の氏名及び略歴（注14）
  - イ 当社コア事業の安全対策、線路整備、施設拡充等の事業展開についての基本的な考え方及び具体的な内容、その他当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための具体的施策、並びにそれらの事業展開及び施策が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
  - ウ 大規模買付者グループ内における当社グループの役割及び位置付け
  - エ 当社グループの役員、従業員、主要取引先、顧客（鉄道等の利用者を含む。）、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係についての方針、変更の計画の有無及び内容
  - オ 重要提案行為等（注15）を行うことを目的とする場合又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合は、その目的、具体的内容、条件及び時期
  - カ 当社株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針及び議決権行使方針
  - キ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ④ 大規模買付者が当社に対して提供する情報（本施策において「大規模買付者提供情報」といいます。）が、重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる内容又は内容の欠落を含まない旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合は、当社は、大規模買付者に対し、相当な期間を定めたとうえで、追加的に情報の提供を求めることができます。また、大規模買

付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異ならざるを得ないため、追加的に提供を求める情報には、前記①から④までに掲げる情報以外の情報も含まれる場合があります。ただし、大規模買付者提供情報は、当該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。

当社取締役会が、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として十分であると判断した場合には、当社は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供が完了した旨を通知するとともに、法令及び金融商品取引所規則に従って、その旨を速やかに開示します。ただし、当社が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供が完了した旨を通知した後も、大規模買付者提供情報の内容に変更が生じた場合は、大規模買付者には、速やかに変更後の情報を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として十分か否かを判断するにあたって、これを独立委員会に諮問することができ、独立委員会に諮問した場合は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

また、当社は、大規模買付者提供情報を、当社取締役会が適切と判断する時点で、当社取締役会が株主の皆様の判断に必要なかつ適切と認める範囲において、株主の皆様を開示します。

#### (4) 取締役会評価期間の設定等

次に、大規模買付者には、当社取締役会及び独立委員会による大規模買付行為に関する検討及び評価、当社取締役会及び独立委員会による大規模買付行為に対する賛否に関する意見の形成、並びに当社取締役会による株主の皆様に対する代替的提案の立案のために必要な期間（本施策において「取締役会評価期間」といいます。）は、大規模買付行為を開始又は実行しないこととしていただきます。

取締役会評価期間は、当社が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供が完了した旨を通知した日から起算し、原則として、大規模買付行為が、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は60日間、その他の大規模買付行為の場合は90日間（いずれの場合も初日不算入）とします。

ただし、独立委員会が、大規模買付対抗措置の発動の是非に関する事項その他当社取締役会から諮問された事項について独立委員会の意見を形成するために合理的に必要な場合は、独立委員会は、当社取締役会に対し、取締役会評価

期間の延長を勧告することができ、その場合は、当社取締役会は、取締役会評価期間を、30日間（初日不算入）を上限として延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合は、当社は、大規模買付者に対して延長の期間及び理由を通知するとともに、法令及び金融商品取引所規則に従って、延長の期間及び理由を速やかに開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、大規模買付者提供情報に基づいて、大規模買付行為に関する検討及び評価を行い、当該大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。また、当社取締役会は、必要に応じ、株主の皆様に対して代替的提案を提示し、又は大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善等について交渉及び協議を行うものとします。

## 2. 独立委員会

### (1) 独立委員会の設置及び構成

当社は、本施策の導入にあたり、大規模買付対抗措置の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は、その員数を3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣からの独立性を確保するため、当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から選任するものとします。本施策導入時の独立委員会委員の略歴は、別紙1に記載のとおりです。

独立委員会に関する詳細は、本施策に定めるほか、当社取締役会において定めるものとします。

### (2) 対抗措置の発動の是非の勧告

独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか否かを検討し、取締役会評価期間の満了までに、当社取締役会に対し、大規模買付対抗措置を発動することの是非を勧告します。当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、独立委員会が大規模買付対抗措置の発動の是非を勧告し、当社取締役会が対抗措置の発動を決議し又は対抗措置の不発動を決定した後であっても、勧告の前提となった事実関係に変動が生じたことなどにより、すでに行った勧告の内容が相当でなくなった場合はいつでも、すでに行った勧告を撤回し、又はすでに行った勧告と異なる新たな勧告を行うことができるものとします。

### (3) 独立委員会の権限

独立委員会は、前記(2)に定める勧告を行うほか、大規模買付ルール of 適用対象となるか否か、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として十分か否か、当社取締役会の立案した代替的提案が相当か否か、当社取締役会の意図する大規模買付対抗措置が相当か否かなど、当社取締役会が任意に諮問した事項についても、当社取締役会に対し、勧告し又は意見を提出するものとします。当社取締役会は、独立委員会のかかる意見についても、最大限尊重するものとします。

独立委員会は、当社取締役会から諮問された事項について勧告又は意見形成を行うにあたり、大規模買付者提供情報、当社取締役会から提供された情報、資料、分析結果、意見、提案等を参考にすのほか、自ら大規模買付者、当社取締役会又は外部の第三者から判断に必要な情報等を入手することもできるものとします。

また、独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で、外部の独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家を含みます。）に助言を求めるものとします。

### (4) 独立委員会の決議

独立委員会の決議は、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。ただし、委員に事故のあるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行うことができます。

### (5) 勧告及び意見の開示

独立委員会が、当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対して勧告を行い又は意見を提出した場合は、当社は、法令及び金融商品取引所規則に従って、独立委員会から勧告又は意見の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を速やかに開示します。

## 3. 大規模買付対抗措置

### (1) 大規模買付対抗措置の内容

当社が本施策に基づいて発動する具体的な大規模買付対抗措置は、原則として、当社株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権を発行することによるものとします。ただし、当社取締役会は、大規模買付対抗措置として相当と認める場合は、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる

その他の大規模買付対抗措置の発動を決議することもできるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として、当社株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合の新株予約権の無償割当てに関する事項の概要は、別紙2に定めるとおりとします。この新株予約権には、次の①、②に掲げる差別的な内容を定めることがあります。

- ① 一定の非適格者（別紙2に定義します。）について、その新株予約権の行使を認めない旨の行使条件を付すること
- ② 非適格者以外の者が保有する新株予約権について、当社が当社普通株式と引換えにこれを取得することができる旨の取得条項を付すること

なお、当社は、機動的に新株予約権の発行ができるよう、本施策の効力発生後に、新たに新株予約権の発行登録書を提出することを予定しています。

## (2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、①大規模買付行為に対して大規模買付対抗措置を発動する必要性があり、かつ②具体的な大規模買付対抗措置が当該大規模買付行為に対する対抗手段としての相当性がある場合に限るものとします。

### ① 大規模買付対抗措置の発動の必要性

大規模買付対抗措置を発動する必要性が認められるのは、次のア又はイに該当する場合に限るものとします。

#### ア 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が、意向表明書を提出することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付情報として十分な情報を提供することなく大規模買付行為を行った場合、取締役会評価期間が満了する前に大規模買付行為を行った場合など、大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

#### イ 当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、株主の皆様に対して当社取締役会としての代替的提案を提示し、又は株主の皆様に対する説得等を行うことはあっても、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀

- 損すると認められるときは、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。具体的には、次の（i）から（x）までのいずれかに該当する場合は、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。
- （i）当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
  - （ii）当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を大規模買付者グループに移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
  - （iii）当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を大規模買付者グループの債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
  - （iv）当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの保有する事業設備の全部又は重要な一部の譲渡、賃貸、担保供与その他の処分にある場合。
  - （v）当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売抜けをすることにある場合。
  - （vi）当該大規模買付行為又は関連する取引の方法が、最初の買付けで当社株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し又は明確にしないで、当社株券等の買付けを行うこと（いわゆる強圧的二段階買収）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがある場合。
  - （vii）当該大規模買付行為における当社株券等の取得の条件（対価の種類・価額及びその算定根拠、内容、時期、方法等を含みますが、これらに限りません。）が、当社グループの企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものである場合。
  - （viii）当該大規模買付行為の完了後、当社の株主はもとより、当社グループ

ブの従業員、顧客（鉄道等の利用者を含む。）を含む取引先、地域社会その他の利害関係者との関係を、回復し難い程度に破壊し又は喪失させるおそれがある場合。

(ix) 当該大規模買付者の当該大規模買付行為の完了後の経営方針、事業計画等の内容が不十分又は不相当であるため、鉄道事業の安全性若しくは公共性又は利用者の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある場合。

(x) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切である場合。

## ② 大規模買付対抗措置の相当性

具体的な大規模買付対抗措置は、前記①の大規模買付対抗措置の必要性、及び株主平等の原則又はその趣旨である衡平の理念の観点から、当該大規模買付対抗措置を採るに至る経緯、当該大規模買付対抗措置が当社の既存株主に及ぼす不利益の有無及び程度、当該大規模買付対抗措置が当該大規模買付行為に及ぼす阻害効果等を総合的に勘案して、大規模買付行為に対する対抗手段としての相当性が認められるものであることを要するものとします。

## (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が決議しようとする具体的な対抗措置の発動の是非を、独立委員会に諮問するものとします。

また、当社取締役会は、必要に応じて、当社の費用で、外部の独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家を含みます。）に助言を求めるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告又は意見を最大限尊重するものとし、原則として、独立委員会が当社取締役会に対して大規模買付対抗措置を発動すべき旨を勧告し又は大規模買付対抗措置を発動できる旨の意見を提出した場合に限って、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったことが客観的に明白であり、独立委員会の勧告を待って大規模買付対抗措置を発動すると当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告又は意見なくして、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

当社取締役会が、大規模買付対抗措置の発動又は不発動を決議した場合は、

当社は、法令及び金融商品取引所規則に従って、当該決議又は決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を、速やかに開示します。

#### (4) 大規模買付対抗措置の発動の停止

当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止又は撤回するなど決議の前提となった事実関係に変動が生じたこと、独立委員会が大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告を撤回したことなどにより、大規模買付対抗措置を発動することが相当でなくなった場合は、大規模買付対抗措置の発動によって生じる株主の権利の確定前であり、かつ、株主の利益を損なわないときに限り、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の停止を決議し、又は、独立委員会の勧告又は意見を最大限尊重して、大規模買付対抗措置の内容の変更を決議することがあります。

当社取締役会が、大規模買付対抗措置の停止又は内容の変更を決議した場合も、当社は、法令及び金融商品取引所規則に従って、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を、速やかに開示します。

### 4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

#### (1) 本施策の有効期間

本施策は、本定時株主総会の決議によって承認されることを条件として、当該時点で効力を生じるものとします。

本施策の有効期間は、当社の現在の中期経営計画である「E2プラン」が平成27年度（平成28年3月末日に終了する事業年度）までの計画であることを考慮し、本施策を承認可決した定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成28年6月開催予定）の終結時までとします。

#### (2) 本施策の廃止

本施策の有効期間満了前であっても、本施策は、当社株主総会又は当社取締役会の決議によって、いつでも廃止することができるものとします。

#### (3) 本施策の変更

当社取締役会は、今後の法令改正、司法判断の動向及び当社が上場する金融商品取引所その他公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて、本施策の見直し等、適時適切な措置を講じます。

本施策の変更は、原則として、当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じるものとします。ただし、当社の株券等の保有者及び当社の株券等を取得しようとする者に不利益を生じない範囲においては、当社取締役会の決議によって、本施策を変更することができるものとします。また、法令の新設又は改廃に伴って本施策に引用する法令の条項又は法令上の用語に変更があった場合は、本施策に引用する当該条項又は用語は、当社株主総会又は当社取締役会の決議がなくても、本施策における引用の趣旨に反しない限度において、変更後の条項又は用語に適宜読み替えられるものとします。

## 5. 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

### (1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の皆様の権利利益に直ちに具体的な影響を及ぼすものではありません。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合は、非適格者には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様は法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として当社株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が当社株式を交付すると引換えに新株予約権を取得することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、お金を払い込むことなく当社株式を受領することにな

ります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、非適格者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、当社は、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動として新株予約権の無償割当てを決議した後に、前記3の(4)に従って対抗措置の発動を停止しようとする場合には、新株予約権の割当てを受ける株主の確定後から当該新株予約権の割当てまでの間は、新株予約権の無償割当てを中止し、新株予約権の割当て後から行使期間開始日の前日までの間は、当社が無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の割当てを受ける株主の確定後に、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った投資家は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## V 本施策の合理性

### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（前記Ⅲ）について

前記Ⅲに記載した企業価値の向上のための取組みは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### 2. 本施策（前記Ⅳ）について

前記Ⅳに記載した本施策は、以下のとおり、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、及び必要性・相当性の原則）に適合しております。また、本施策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっています。したがって、本施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

#### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記Ⅳに述べたとおり、本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従う

べき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の内容及び発動要件を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記IVに述べた大規模買付ルールの内容及び大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

## (2) 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容及び大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記IVにおいて具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家の皆様及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

## (3) 株主意思の反映

前記IVの4に述べたとおり、本施策は、株主総会の決議によって承認されることを条件として効力を生じます。また、本施策は、本施策の有効期間中いつでも、当社株主総会の決議によっても廃止することができ、本施策の変更は、原則として、当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じます。

したがって、本施策の導入、継続、廃止及び変更の是非の判断には、いずれも株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

なお、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっております。

したがって、大規模買付対抗措置の発動等の是非の判断にも、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思が適切に反映されるものと考えます。

## (4) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記IVの2のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会を設置します。そして、この独立委員会は、当社取締役会に対して大規模買付対抗措置を発動することの是非を勧告するほか、当社取締役会が諮問した事項について勧告又は意見の提出を行うこととし、当社取締役会は、独立委員会の勧告及び意見を最大限尊重するものとしております。

また、本施策においては、前記Ⅳの3の(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

(5) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本施策は、前記Ⅳの4に記載のとおり、当社株主総会の決議によって廃止することができるほか、当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっても廃止することができ、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本施策を廃止することが可能です。したがって、本施策は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させてもなおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっております。したがって、本施策は、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

独立委員会委員の略歴

松野 信也（まつの しんや）

〔略歴〕

- 昭和20年2月 生まれ
  - 昭和43年4月 日本開発銀行入行
  - 平成11年10月 日本政策投資銀行理事
  - 平成15年6月 財団法人日本経済研究所理事長
  - 平成16年6月 新規事業投資株式会社取締役社長
  - 平成17年6月 当社社外監査役 現在に至る
  - 平成22年7月 DBJ投資アドバイザー株式会社取締役会長 現在に至る
- ※ 松野 信也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- ※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

大宮 正（おおみや ただし）

〔略歴〕

- 昭和18年9月 生まれ
  - 昭和42年4月 通商産業省入省
  - 平成2年12月 京都府副知事
  - 平成6年12月 通商産業省大臣官房商務流通審議官
  - 平成8年7月 日本貿易振興会理事
  - 平成12年7月 三菱自動車工業株式会社執行役員
  - 平成13年6月 大日本スクリーン製造株式会社社外取締役
  - 平成14年6月 三菱自動車工業株式会社常務執行役員
  - 平成18年2月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
  - 平成19年7月 西村あさひ法律事務所弁護士 現在に至る
- ※ 大宮 正氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

竹内 健蔵（たけうち けんぞう）

〔略歴〕

- 昭和33年12月 生まれ
  - 平成5年4月 長岡技術科学大学工学部助教授
  - 平成6年4月 東京女子大学文理学部社会学科助教授
  - 平成14年2月 財団法人運輸政策研究機構運輸政策研究所客員研究員
  - 平成14年4月 東京女子大学文理学部社会学科教授
  - 平成21年4月 同大学現代教養学部国際社会学科経済学専攻教授 現在に至る
- ※ 竹内 健蔵氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 新株予約権の無償割当ての概要

## I 新株予約権の無償割当てに関する事項

## 1. 割り当てる新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は、下記Ⅱに定めるとおりとし、割り当てる新株予約権の総数は、350,000,000個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割り当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

## 2. 新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日

新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日（本施策において「効力発生日」という。）は、当社取締役会が別途定める日とする。

## 3. 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

## II 新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割、株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1円を下限とし時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

## 3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、3か月の範囲内で当社取締役会

が別途定める期間とする。ただし、新株予約権の取得が行われる場合は、取得日の前営業日までとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が別途定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

次の各号に掲げる者（本施策において「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする場合がある。その詳細は、当社取締役会において別途定めるものとする。

- (1) 大規模買付者グループに属する者として当社取締役会が認めた者
- (2) 大規模買付者グループに属する者の共同保有者又は特別関係者
- (3) 上記(1)又は(2)に該当する者から、当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受け又は承継した者
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と共同若しくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者

7. 新株予約権の取得条項

次の号に定める取得条項を定める場合がある。その詳細は、当社取締役会において別途定めるものとする。

- (1) 非適格者以外の者が保有する新株予約権については、当社が当社普通株式と引換えにこれを取得することができる旨の取得条項

8. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以 上

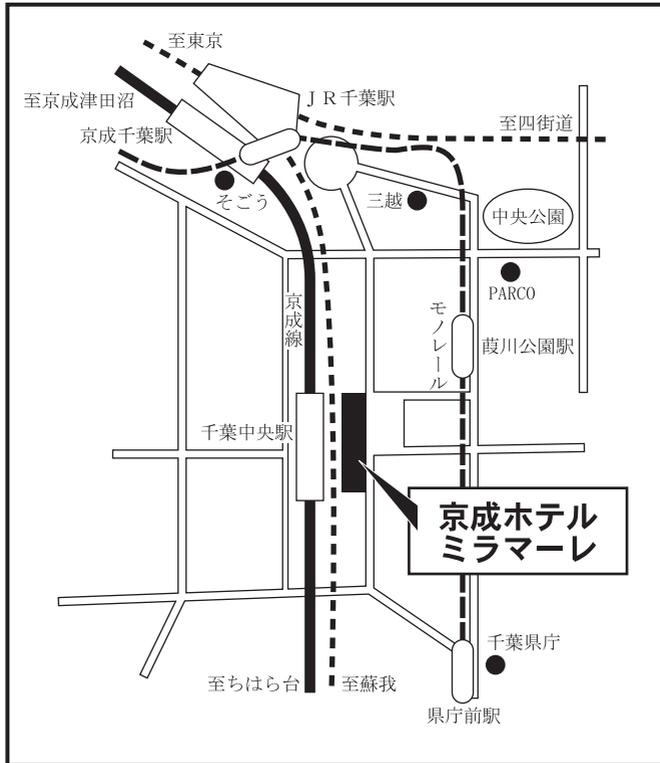
- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義する「株券等」をいい、以下同じとします。
- (注2) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること、及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定する各取引を行うことを含みます。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義する「株券等保有割合」をいい、以下同じとします。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義する「株券等」をいい、以下、本第②号においてのみ同じとします。
- (注5) 買付けその他の有償の譲受け、及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定する有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義する「株券等所有割合」をいい、以下同じとします。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書及び四半期報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義する「特別関係者」をいい、以下同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。
- (注9) 大規模買付者の共同保有者及び特別関係者、主要な株主、出資者、組員又は構成員、主要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者が当社株券等その他の株券等の保有を目的とする特別目的会社である場合は、当該大規模買付者の財務又は事業の方針の決定を支配している者及び当該大規模買付者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。
- (注10) 当社コア事業の同種又は類似の事業に対する投資を含みます。
- (注11) 大規模買付行為の対価の種類・価額、大規模買付行為の開始、実行及び決済の時期、関連する取引の概要、大規模買付行為の適法性及びこれに関する弁護士の意見、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。
- (注12) 算定の前提とした事実又は仮定、算定の方法、算定機関、算定に用いた数値情報、並びに大規模買付行為その他一連の取引による相乗効果の額及びその算定根拠等を含みます。
- (注13) 直接及び間接の資金提供者の概要（氏名・名称、住所、資本構成等を含みます。））、資金調達に関連する一連の取引の条件及び仕組み、すでに保有する当社株券等に関する担保設定状況、並びに当社の資産及び当社株券等に関する担保設定の予定の有無及びその時期を含みます。
- (注14) 大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画、及び当社株券等の上場に関する方針を含みます。
- (注15) 金融商品取引法第27条の26第1項に定義する「重要提案行為等」をいい、以下同じとします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 千葉県千葉市中央区本千葉町15番1号  
京成ホテルミラマーレ 6階「ローズルーム」

交通 京成線 千葉中央駅直結



〔駐車場の用意がございませんので、  
お車でのご来場はご遠慮ください。〕

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、とりやめとさせていただきます。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。